

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	別府市 児童手当又は特例給付支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、児童手当又は特例給付支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大分県別府市長

公表日

令和6年8月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付支給事務
②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当又は特例給付の支給に関する事務を行う。特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (請求の受理は、子育てワンストップサービスによるものを含む。)</p> <p>②児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (請求の受理は、子育てワンストップサービスによるものを含む。)</p> <p>③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (請求の受理は、子育てワンストップサービスによるものを含む。)</p> <p>④児童手当法第21条第1項若しくは第2項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の学校給食費等の費用の支払の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 (申出の受理は、子育てワンストップサービスによるものを含む。)</p> <p>⑤児童手当法第26条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (届出の受理は、子育てワンストップサービスによるものを含む。)</p> <p>⑥児童手当法第28条の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑦父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	児童手当システム、ぴったりサービス 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 大分県電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表106及び107の項</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141及び161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-1251 mail:gen-ga@city.beppu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	こども部 子育て支援課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-1427 mail:fas-hw@city.beppu.lg.jp
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</small>
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満</small>
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</small>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の74及び75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第40条及び第40条の2 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の26、30及び87の項 別表第2の主務省令第19条及び第44条	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の74及び75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第40条及び第40条の2 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の26、30、87及び106の項 別表第2の主務省令第19条、第44条及び第53条	事後	再実施
令和3年3月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健部 子育て支援課	福祉共生部 子育て支援課	事後	再実施
令和3年3月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	福祉保健部 子育て支援課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-1427 mail:fas-hw@city.beppu.lg.jp	福祉共生部 子育て支援課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-1427 mail:fas-hw@city.beppu.lg.jp	事後	再実施
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	再実施
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和3年9月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉共生部 子育て支援課	市民福祉部 子育て支援課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(部名の変更)
令和3年9月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉共生部 子育て支援課	市民福祉部 子育て支援課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(部名の変更)
令和5年8月3日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民福祉部 子育て支援課	こども部 子育て支援課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(部名の変更)
令和5年8月3日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	市民福祉部 子育て支援課	こども部 子育て支援課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(部名の変更)
令和6年8月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表81の項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和6年8月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の74及び75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第40条及び第40条の2 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の26、30、87及び106の項 別表第2の主務省令第19条、第44条及び第53条	【情報照会】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表106及び107の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141及び161の項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 大分県電子申請システム	児童手当システム、ぴったりサービス 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 大分県電子申請システム	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(システムの追加)